

# 財政事情を公表します

**予算の執行状況** 平成25年度予算の6月未までの執行状況がまとまりました。一般会計では予算額98億6,624万円に対し、6月30日現在、歳入では30億4,365万5千円が収入済みとなっており、収入率は30.8%です。一方、歳出は17億7,551万1千円が執行され、執行率は18.0%です。一般会計では、歳入予算は収入の種類ごとに、歳出予算は支出の目的により区分され、これを表したのが左のグラフです。特別会計の執行状況などは、下の通りです。

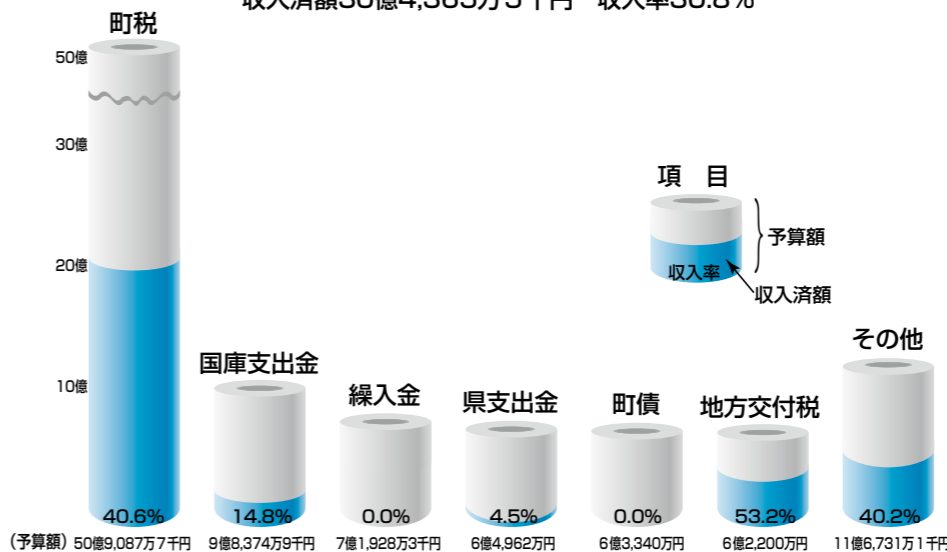
## 平成25年度 予算の執行状況

平成25年6月30日現在

▶問合せ 総務グループ ☎079(435)0357

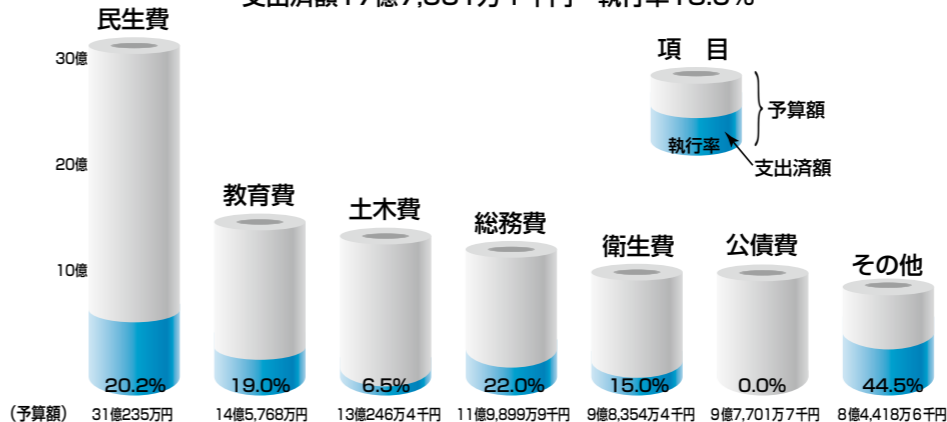
### 入ってくるお金（歳入） 予算額98億6,624万円

収入済額30億4,365万5千円 収入率30.8%



### 使うお金（歳出） 予算額98億6,624万円

支出済額17億7,551万1千円 執行率18.0%



#### 用語説明

《歳入》 町税…町民税や固定資産税など  
 国庫支出金・県支出金・地方交付税…国や県から支出されるお金  
 繰入金…基金を取り崩したもの  
 町債…道路などを整備するために借り入れたお金  
 《歳出》 民生費…高齢者や障がい者、児童福祉など  
 教育費…学校や公民館の整備など  
 土木費…道路や公園の整備など  
 総務費…財産管理や税務事務など  
 衛生費…ごみ・し尿処理や保健事業など  
 公債費…町債の返済など

#### 特別会計の収入・支出状況

事業名	予算額	収入額	支出額
国民健康保険	36億4,611万1千円	8億7,812万9千円	8億6,574万 円
財産区	10億8,368万1千円	10億8,813万4千円	1,129万7千円
下水道	11億 67万2千円	5,297万4千円	7,474万5千円
介護保険	18億4,778万9千円	2億9,949万 円	3億1,253万5千円
後期高齢者医療	3億 139万4千円	3,753万8千円	2,558万2千円

#### 水道企業会計の収入・支出状況（税込み）

(1) 収益的収入及び支出

収入		支出	
営業収益	1億3,296万8千円	営業費用	5,896万1千円
営業外収益	176万5千円	特別損失	39万6千円
合計	1億3,473万3千円	合計	5,935万7千円

(2) 資本的収入及び支出

収入		支出	
負担金	819万 円	建設改良費	437万 円
合計	819万 円	合計	437万 円

#### 町債の状況

区分	現在残高
下水	80億7,605万5千円
総務	54億5,293万8千円
土木	22億2,906万 円
民生	3億5,894万 円
教育	3億2,616万9千円
消防	2億5,429万2千円
その他	3,511万9千円

#### 公有財産

土地	573,758㎡
建物	85,008㎡
有価証券	990万 円
出資金等	3億5,501万8千円

## 年金

### 免除された保険料を追納できます！

国民年金の保険料免除には、全額免除、4分の3免除、半額免除、そして4分の1免除の4つの種類があります。これらの免除期間は、老齢・障害・遺族の各基礎年金について、年金を受けるための資格期間をみる場合、保険料を全額納めた期間と同じとみなされます。

#### 免除された期間の年金額

保険料免除期間の老齢基礎年金の年金額は、免除の種類に応じて減額されます。保険料を全額納めたときを1とする、全額免除期間は2分の1、4分の3免除期間は8分の1、半額免除期間は4分の3、4分の1免除期間は8分の7で計算されます。

なお、平成21年3月以前に免除を受けた期間は、全額免除期間は3分の1、4分の3免除期間は2分の1、半額免除期間は3分の2、4分の1免除期間は6分の5で計算されます。

また、学生納付特例と若年者納付猶予によって保険料の納付を猶予された期間は、資格期間には反映されませんが、老齢基礎年金の年金額に反映

#### 追納は10年以内

これらの保険料を免除された期間や納付を猶予された期間については、あとで経済的にゆとりができたときに、10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

追納できるのは追納が承認された月から起算して10年以内に限り、平成35年4月末日まで。

追納できる期間の順序は、原則として先に免除された期間からとされていますが、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間は、どちらを優先して納めるかを本人が選択することが可能です。

平成25年度に追納するとき

#### 追納の手続

追納を希望するときは、「国民年金保険料追納申込書」を保険年金グループまたは加古川年金事務所へ提出します。この「申込書」には、自分の免除または納付猶予の期間を確認して記入することになっています。追納の申し込みをして承認されれば、通知書と納付書が送られてきます。

- ① 必要書類など
- ② 年金手帳など基礎年金番号のわかるもの
- ③ 認め印

免除された年度	追納保険料額				
	全額免除 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予
平成15年度	14,860円	—	7,430円	—	—
平成16年度	14,640円	—	7,320円	—	—
平成17年度	14,690円	—	7,350円	—	14,690円
平成18年度	14,750円	11,050円	7,370円	3,680円	14,750円
平成19年度	14,780円	11,080円	7,390円	3,690円	14,780円
平成20年度	14,890円	11,170円	7,440円	3,720円	14,890円
平成21年度	14,970円	11,220円	7,480円	3,740円	14,970円
平成22年度	15,240円	11,420円	7,620円	3,800円	15,240円
平成23年度	15,020円	11,260円	7,510円	3,750円	15,020円
平成24年度	14,980円	11,230円	7,490円	3,740円	14,980円

※平成23年度・平成24年度は追納加算額はありせん。

年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。  
<http://www.nenkin.go.jp/>

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581  
 加古川年金事務所 ☎079(427)4743